平成27年度使用府立支援学校教科用図書の採択について

１　支援学校の教科書選定の仕組み（別紙参照）

　　　府立支援学校の小中学部の教科書採択については、法令で８月31日と定められている。

　　　　→義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

　　　　　第13条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を採択す

る前年度の８月31日までに行われなければならない。

２　具体的には支援学校では以下の教科用図書の中から学校長が選定し、現物確認が必要な教科用図書（一般図書の「その他」に該当）については、支援教育課担当指導主事が調査を行った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 小中学部 | 高等部 |
| 文部科学省検定済教科書 | | 選定資料作成時に小中学校課が確認済 | 高等学校課が確認 |
| 文部科学省著作教科書 | | 支援教育課が確認済 | |
| 一般  図書 | 附則第9条関係教科用図書  選定資料掲載図書 | 大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、大阪府教育委員会が作成 | |
| その他 | （選定不可） | 支援教育課が確認 |

３　対象教科書数

　 　　小学部　　　　　　　　　　　のべ2,248冊

中学部　　　　　　　　　　 のべ2,342冊

高等部（専攻科含む）　　　 のべ1,898冊

府立支援学校　合計　　　　　のべ6,488冊

＊上記のうち、昨年度調査済み教科用図書を除く、現物の確認が必要な一般図書110冊につい

て、新たに調査を実施した。

４　調査の観点

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない |
| 2 | 特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 |
| 3 | 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。 |
| 4 | 特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。 |
| 5 | 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。 |
| 6 | 人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。 |
| 7 | 実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。 |

＊調査時期　平成26年７月14日（月）～８月20日（水）

５　調査結果

課題があるものはなし。

なお、８月教育委員会会議議題２による、条件付きで採択する教科用図書（日本史Ａ、日本史

Ｂ　実教出版）の選定をした学校はなし。